

そうげん

第18号
あつけし農委だより

【編集・発行】
厚岸町農業委員会
〒088-1151
厚岸町真栄3丁目1番地
電話 0153-52-3131
FAX 0153-52-3138

実勢賃借料の水準

●令和6年4月から令和7年3月までの実勢賃借料

▽【締結（公告）された地区名】

最高額／最低額で掲載（単位10a当たり）

▽【尾幌・上尾幌】

3,000円／700円

▽【糸魚沢・若松・トライベツ】

3,000円／1,500円

▽【太田・大別】

3,000円／1,400円

▽【片無去】

3,000円／2,700円

【農地の実勢賃借料水準情報】

区分	参考 賃借料 (10a当たり)	細 区 分 / 増 減 割 合			
		上/+10%	下/-10%	下/-15%	下/-50%
上畑	3,000円		2,700円		
中畑	2,100円	2,300円	1,900円	1,800円	
下畑	1,500円	1,600円	1,400円		700円

農地のご相談はお近くの農業委員まで

農地についての相談等は、地域の農業委員に
お気軽にご相談ください！

	第1地区	第2地区
担当地区	トライベツ 若松 糸魚沢 尾幌 上尾幌	太田 大別 片無去
担当委員	佐伊 蝦中 中樋 藤 藤名 井山 浦 仁美 哲勝 康泰 昭晴 也之彦 夫	石多 河 貢 小小 橋 遠 澤田 村 澤山 本 藤 由和 公則 洋裕 隆 浩 紀文 貴夫 之市 幸一

農業委員会は

厚岸町農業委員会憲章

一、農業者・農業地域の代表機関として、新基本法農政の推進を図り町民の期待と信頼に応えるために努めます。
一、食糧の自給率向上のため、適正な農地行政を推進し、優良農地の確保と有効利用に努めます。
一、農業者の経営安定と、望ましい農業構造を実現するため、担い手を育成し、農用地の利用集積と集団化に努めます。
一、地域農業の発展のため、認定農業者の経営支援を強化し、地域活性化に向け、農業の振興に努めます。
一、暮らしと経営に役立つ情報を収集・提供し、ゆとりある社会づくりに努めます。

改正 平成一七年一〇月一日

農業委員が功労者として表彰

令和6年11月3日、厚岸町役場議場において、『令和6年度厚岸町功労者・善行者表彰式』が行われ、前農業委員の木原晃氏が表彰されました。

このたびの表彰は、永年、農業委員会委員として農業行政に寄与した功績が認められたものであり、心よりお祝い申し上げます。

表彰式当日、木原氏は別用のため欠席となりましたが、後日、表彰状と記念品が贈呈されました。本当におめでとうございます。



熱戦を展開！パークゴルフ大会

令和6年10月15日に太田農村公園パークゴルフ場で、会員の親睦と交流を目的とした厚岸町農業者年金協議会主催のパークゴルフ大会が行われ、17名の参加者が熱戦を繰り広げました。



開催にあたり、協議会の遠藤会長からの挨拶、森大会審判長からのルール説明の後スタートし、熱気あふれるプレイで、ボールを打つ快音や参加者の元気な声が場内に響いていました。

プレイ後、M&M夢工房で昼食交流会と表彰式が行われ、表彰式では打数による順位を決定し、

入賞された参加者に景品が手渡されました。

短い時間でしたが、美味しい食事を取りながら、参加者の親睦が深められました。

今秋も開催を予定していますので、多くの参加をお待ちしています。



令和6年度(第17回)厚岸町農業者年金協議会パークゴルフ大会
 【男性の部】優勝／佐々木 薫さん 準優勝／橋本 豊さん
 【女性の部】優勝／永堀 遼子さん 準優勝／橋本 日出子さん

農地パトロールを実施

令和6年10月9日・10日に、農地の違反転用の発生を未然に防ぐこと、農地の有効利用を図ることを目的に農地パトロール（農用地利用状況調査）を実施しました。この調査は、農業委員会が農地法第30条に基づき、年1回取り組むことが義務付けられています。

当日は農業委員と事務局のほか、町と釧路太田農協の職員とともに、町内全域の農地を調査した結果、問題や事後対応を必要とする農地はありませんでした。

今後も農地の適正な利用を図るため、法に基づき継続実施します。

農地の売買・賃借 (農地法第3条)

農地や採草放牧地の全部、または一部の権利を移転させるときには、農業委員会の許可（農地法第3条）が必要となります。

農地の転用 (農地法第4条、5条)

農地に農家住宅や農業施設（牛舎等）を建設する場合、農地法第4条の許可を受ける必要があります。

また、転用を目的とした賃貸借、売買の場合は、農地法第5条の許可を受ける必要があります。

農地転用の予定がある場合は、事前に農業委員会へご相談ください。

※対象となる農地が農業振興地域内である場合は、農振法により除外の手続きが必要となります。手続きには3ヶ月程度の期間を要しますので、お早めにご相談ください



農地を相続したときは

相続などにより農地を取得した場合は、取得したことを知った日から10ヶ月以内に農業委員会へ届出をすることが義務付けられています。



農地の売買・賃借の方法が変わります！

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年4月から農地の売買・賃借は、農地バンク（北海道農業公社）経由になります。

農地に関するご相談は、これまで通り農業委員会までお問い合わせください。



貸し手



農地バンク



借り手

事務局からのお願い

農業委員会では、毎月28日を基準日に総会を開催しています。

許可申請書、現況証明願書などの各種申請書類は、毎月10日までに提出してしてください。

※事情により開催日を変更する場合がありますので、事前に事務局へ問い合わせください



農業者年金に加入して安心で豊かな老後を！

3つの要件を満たしていれば、誰でも加入できます。

【加入要件】

- ①20歳以上60歳未満の方
- ②国民年金第1号被保険者の方
- ③年間60日以上農業に従事する方



農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

農業者年金がさらに便利に！

★ポイント①〔令和4年1月から〕

若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました
(35歳未満の方は月額1万円から加入できます)

★ポイント②〔令和4年4月から〕

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がりました
(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)
農業者老齢年金／65歳以上75歳未満
特例付加年金／65歳以上(年齢上限なし)

★ポイント③〔令和4年5月から〕

農業者年金の加入年齢が引き上げられました
(60歳以上65歳未満の方も加入できます)



また、加入要件の他に認定農業者・青色申告者・所得要件等を満たすと保険料の国庫補助を受けることができるほか、税制面での優遇措置があります。

※詳しくはお近くのJAまたは農業委員会にお問い合わせください

全国農業新聞を購読してみませんか？



全国農業新聞は農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。

農政・農業・農村の動きや経営・流通情報などの大切な情報をわかりやすくまとめています。

購読のお申し込みは農業委員会事務局までご連絡ください。

◆発行日／毎週金曜日 ◆購読料／月額700円(税込)

(編集後記) 会報部会長 伊藤美晴委員

農業情勢は依然として厳しい状況であり、飼料・燃油をはじめとした生産資材の高騰が農業経営に与える影響は大きく、加えて農家の高齢化や後継者不足により農業者が減少しています。

農業情勢の改善を期待するとともに、日々変化する情勢に注視し、今後も地域農業発展のため活動に努めてまいります。

